

颯新クラブ会派研修報告書

甲斐市議会議長 有泉 庸一郎 殿

甲斐市議会 颯新クラブ
代表 清水 正二

研修日 : 平成26年11月13日(木)～11月14日(金)
参加者 : 清水正二、小沢重則、坂本一之、有泉庸一郎
研修先 : 地方議会議員セミナーin東京
研修場所 : 東京都千代田区神田駿河台2-1-18
TKPスター貸会議室(常和御茶ノ水ビル2F)

研修内容

11月13日(木) 講師 : 野村 稔 先生

本会議・委員会運営の問題点

1. 本会議運営の留意点

1) 本会議運営の留意点

- 質問や質疑の通告書は見て答弁ができる程度の具体性が必要
- 質疑においては疑問点を延べる。意見を述べることはできない
- 質問は、当該団体の事務についての疑問点と意見を述べ自分が長に就任したときを想定し、実現可能性のある事項を述べる。日常活動の中から気がついた事項を延べる。(疑問点ばかりでなく政策提言を述べる)
- 議場は対面方式が望ましい。(中立である議長席の位置)
- 朗読質問は話ことばで、住民が分かるような方式で行う。
- 動議はあらかじめ分かっている場合は、事前に議長に通告することが望ましい。

2) 請願・陳情の留意点

- 請願に賛成でなければ紹介できない。閉会中も議会は請願を受理できる。
- 不採択の場合は意見書をつける。
- 請願者や関係人を必要により参考人として出席を求める。必要により現場を見る(必要により委員派遣を行う)

3) 意見書・決議の留意点

- 当該団体の公益に関する事件を対象。提出先は、国会と関係行政庁。
- 厳選し、乱発はしない。
- 外交問題は原則対象外である。

2. 委員会運営の留意点

1) 付託議案の審査

- 委員会の発言は、形式にはまった発言をする必要はない。懇談調で行うのがよい。
- 懇談調であっても委員長の議事整理権に従う（原則）
- 動議は議員一人でもげきる。（賛成者を必要としない）
- 参考人、公述人の意見を聴くことができる。（執行機関と異なる情報の入手）

2) 所管事務の調査

- 会期中最初の委員会で、前の定例会から現在までに当該委員会に関係する法令改正、事件、対応策の報告を求める。

3) 委員会の公開の是非

- 委員会の公開。（甲斐市では既に公開している。）
- 詳細に、審査・調査を行う場合に依じて傍聴を許可しないことができる。

11月14日（金） 講師：野村 稔 先生

1. 議会改革・活性化の具体的提言

1) 議長・議員についての活動

- 議会があって、行政の公平・公正・能率性が確保される。
- 住民のための政策論争を行う。
- 政務活動費を活用し、本会議や委員会で発言するときは、政務活動費による提言であることを明示する。
- 施策の優先順位を提言することを心がける。
- 会派内の政策論議を充分行う。
- 住民は議会の活動を十分知らないなので、議員は議会報告で正確な情報を提供する。

2) 政策の提言

- 予算案の審議では、住民に必要ななら修正の動議、または組替え動議を出す。それまでの必要がないときは、議会の意見を付帯決議で明示する。（一般議案についても同様）
- 決算審議においてもその成果を付帯決議で明確にする必要がある。

3) 本会議・委員会における審査

- 質問は短く答弁は長く引き出す。
- 文書質問制度を設ける。
- 議員は民間人であるから、行政改革の具体策を提言する。
- 審議会の委員になることは、議会での審議が鈍化するので原則として委員にはならない。
- 「検討」「善処」「研究」などの答弁の結果を求める。
- 常任委員会は閉会中の継続審議事項を多く議決し、突発事件に対応できる体制をとっておく。（他の地方団体で突発的に起きた事件など審議できる体制

4) 議会広報の留意点

- 表紙（1面）に工夫。写真はストーリー性など、見出しも見易い工夫。
- 議会用語をなるべく用いない。
- 議会白書を掲載する。（年1回）
- 議会傍聴人を増やす工夫。（各種団体、学校に傍聴を働きかける）
- 住民から広報についてのアンケートをとる。
- マスコミに議会情報を積極的に提供する。

5) 議会事務局の強化

- 特に情報、調査部門を強化。
- 議事担当職員を短期交代しない。

☆研修を終えて

講師の野村稔先生には、以前甲斐市議会でも議員研修で講義を拝聴したことがありました。変わりゆく社会情勢の中にあり、新たな気持ちでこのセミナーの講義を受けて、今後の本会議・委員会の運営、議員としての活動を再認識することができ、これからの議会活動と、改革を進めてきている甲斐市議会の議会改革をさらにすすめ、住民に分かり易い議会になるよう、会派一同、議論を重ねて努めて参ります。

